

平成30年3月13日
八 尾 市

建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

八尾市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本市の競争入札参加資格審査において入札参加資格者を社会保険等[※]加入業者に限定し、工事施工時において社会保険等の未加入業者に加入するよう指導する取組みを進めてきました。

この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。（以下同じ。）

記

1 平成 30 年 4 月からの取組み

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者が、受注者になることを禁止し、一次下請負人になることを受注者に禁止し、二次以下の下請負人とならないよう受注者が努めることとします。

併せて、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを新たに契約書に規定します。

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。（以下同じ。）

- 落札候補者又は落札者が、提出書類等により社会保険等未加入業者であることが判明した場合は、落札候補者の失格又は落札者決定の取消となります。
- 受注者には、「社会保険等に関する誓約書」の提出を求めます。（様式1－1または様式1－2）
- 建設業許可取得の有無に関わらず、二次以下を含む全ての下請負人が社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入であると判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- 前記下請負人が指定期間内（一次は30日以内、二次以下は60日以内。但し受注者と八尾市の契約期間内とする。）に加入確認できなければ、未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報をします。

2 平成 31 年 4 月からの取組み

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事について、一次下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

- 社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し文書により、一次下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内（30 日以内。但し受注者と八尾市の契約期間内とする。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します
- 入札参加資格登録されている者が、社会保険等に未加入であることが発覚した時点で入札参加停止措置を講じる場合があります。詳細が決定次第、改めてお知らせします。

※入札参加停止とは、「八尾市建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領」の「指名停止」を表します。

【問い合わせ先】

八尾市 総務部 契約検査課 契約係
(工事担当) 072-924-3834

《参考 Q&A》

- Q 契約書の請負代金内訳書に計上する法定福利費の範囲と計算方法は？

A 平成29年2月28日「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」(国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課)を参考にしてください。

- Q 加入すべき社会保険等や、適用除外となる基準の判断は？

A 平成30年1月26日「工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて」(国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課)を参考にしてください。詳細は保険担当機関にお問合せください。

- Q 発注者の社会保険等の加入確認方法は？

A 市の監督員が受注者から提出される施工体制台帳（再下請け通知書等も含む）の記載にて確認します。

ただし施工体制台帳にて未加入だった業者が、受注者の指導により社会保険等に参加した場合には、発注者は別紙「社会保険等加入の確認書類」にて加入したことを確認します。

- Q 受注者の下請負人に対する社会保険等の加入確認方法は？

A 前記 Q の別紙「社会保険等加入の確認書類」を参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」の URL

<http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

「工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて」の URL

<http://www.mlit.go.jp/common/001219918.pdf>

※全ての社会保険等に参加している場合は、本書を提出してください。

社会保険等に関する誓約書

- 1 当社は、本書の提出日において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに適法に加入しています。
- 2 当社は、下記の工事の受注者となったときは、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の事業者（以下「未加入者」という。）を、一次下請負人としません。また、二次以下の下請負人は未加入者となないように努めます。
- 3 当社は、下記の工事において施工体制台帳の作成時に、下請負人の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認します。
- 4 当社は、下記の工事において下請負人に未加入者があったときは、その旨を八尾市に報告するとともに、一次下請負人は、30日以内に加入させ、二次以下の下請負人は、60日以内に加入するように努めます。（但し当該30日、60日は受注者と八尾市の契約期間内とします。）また、当該下請負人が未加入である旨を八尾市が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底します。

工事名

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

（あて先）八尾市長

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

※本書において、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険をいいます。

※最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における加入状況と本書に記載する加入状況が異なる場合は、加入の事実を証明する書類（「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等）を添付して本書を提出してください。

※適用除外となる社会保険がある場合は、本書を提出してください。

社会保険等に関する誓約書

- 1 当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。
(※該当する保険をマークしてください。)
☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険
- 2 (1) 当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。(※該当する保険をマークしてください。)
☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険
(2) 法令で適用除外である理由は、次のとおりです。
(※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。)
☐ 従業員規模等による(従業員 人)
☐ 国民健康保険組合への加入による
☐ その他()
- 3 当社は、下記の工事の受注者となったときは、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の事業者(以下「未加入者」という。)を、一次下請負人としません。また、二次以下の下請負人は未加入者としないうよう努めます。
- 4 当社は、下記の工事において施工体制台帳の作成時に、下請負人の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認します。
- 5 当社は、下記の工事において下請負人に未加入者があったときは、その旨を八尾市に報告するとともに、一次下請負人は、30日以内に加入させ、二次以下の下請負人は、60日以内に加入するように努めます。(但し当該30日、60日は受注者と八尾市の契約期間内とします。)また、当該下請負人が未加入である旨を八尾市が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底します。

工事名

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

(あて先) 八尾市長

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

※本書において、雇用保険とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については厚生労働省(公共職業安定所)に、お問合せください。